

2022年9月29日

各位

株式会社 北日本銀行

当座勘定規定改定のお知らせ

全国銀行協会が2022年11月に電子交換所を設立することを決定し、全国各地の手形交換所で行なってきた手形・小切手の交換方法を電子化します。

これに伴い株式会社北日本銀行（頭取：石塚恭路）では、下記のとおり当座勘定規定および手形用法・小切手用法を改定することとしましたので、お知らせいたします。

なお、改訂日以前に当座勘定をご契約いただいているお客さまにも、改定後の規定が適用されますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となる規定

- (1) 当座勘定規定（一般用）
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- (3) 約束手形用法
- (4) 為替手形用法
- (5) 小切手用法

2. 主な改定内容

- (1) 当座勘定規定
 - ① 現行運用されている取扱を電子交換所への移行を機に規定に追加
 - ② 電子交換所規則に則り、当座勘定から支払した手形・小切手の3か月経過後の取扱を追加
 - ③ イメージファイルにより印鑑照合・用紙の確認を行うことを追加
 - ④ 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う削除
- (2) 手形用法・小切手用法
 - ① チェックライターにより金額印字を行なう場合には3桁ごとに「,」を印字するよう規定を追加
 - ② 使用可能文字を一覧化し追加
 - ③ 金額欄、銀行名への記名捺印、訂正印等の押捺、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所（手形・小切手文句、手形・小切手番号）の追加

※改定の詳細は、次頁以降の「新旧対照表」をご覧ください。

3. 改定日

2022年11月4日（金）

以上

[本件に関するお問い合わせ先] 事務システム部（担当：小田中）TEL：070-8848-5194

当座勘定規定（一般用） 新旧対照表

※下線部分が改定箇所となります

※専用約束手形口用も下記に準じ変更します

改定前	改定後
<p>7.（手形、小切手の支払い）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>7.（手形、小切手の支払い）</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) <u>前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p><u>(3)</u> 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用して下さい。</p>
<p>8.（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。</p> <p>(4) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p>	<p>8.（手形、小切手用紙）</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2)（同左）</p> <p>(3)（同左）</p> <p><u>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(5)</u> 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p><u>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p>

改定前	改定後
<p>17. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p><u>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>17. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)</u> を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙 <u>(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)</u> を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (同左)</p>

改定前	改定後
<p>29. (個人信用情報センターへの登録)</p>	<p>29. (個人信用情報センターへの登録) 削除</p>
<p>30. (民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律)</p> <p>この預金について10年を超えて入出金等の異動がなかった場合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第2条6項の休眠預金等に該当するものとして、この預金にかかる資金は、同法第7条にもとづき預金保険機構に移管されます。休眠預金等に関しては、「休眠預金等活用法に関する規定」が適用されます。</p>	<p>29. (民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律)</p> <p>(同左)</p>

約束手形用法 新旧対照表

※下線部分が改定箇所となります

※小切手用法、為替手形用法も下記に準じ変更します

改定前	改定後
<p>4.</p> <p>(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終始符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p>	<p>4.</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには<u>「※」</u>、<u>「★」</u>などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>
<p>5.</p> <p>金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>	<p>5.</p> <p>金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u></p>

KITAGIN NEWS RELEASE 2022



※文字一覧

〔金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧〕

	1		2				3		4			5		6		7			
漢数字	壹	弐	弐	弐	弐	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	8		9		10		100		1,000			10,000							
漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬					

（その他）金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。